

○周南公立大学学生懲戒規程

(令和5年3月14日規程第17－3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号）第41条の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒の対象となる学生（以下「学生」という。）に対する懲戒は、大学の社会的責任と教育的配慮に基づいて行わなければならない。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) けん責 口頭により注意を与え、始末書などの書類の提出を求めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

ア 有期の停学 3月未満の停学で、確定期限を付すもの

イ 無期の停学 3月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第4条 懲戒の要否、種類及び内容（以下「懲戒の要否等」という。）を判断するに当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮し、別表に定める懲戒処分の標準例を参考にして総合的に判断するものとする。

(1) 懲戒の対象となる行為の違法性の有無及びその内容

(2) 懲戒の対象となる行為に至る動機及び行為の態様から判断した場合の「悪質性」の有無並びにその程度

(3) 懲戒の対象となる行為がもたらす結果における、次に掲げる状況から判断した場合の「重大性」の有無

ア 人身損害（精神的損害を含む。）の有無及びその程度

イ 物的損害の程度

ウ 他の学生及び社会に与えた影響

(4) 過去の懲戒又は第5条第3項の嚴重注意等の有無

- 2 学生の試験不正行為の取締り及び懲戒については、別の規程により定める。

(懲戒の手続)

第5条 学生が所属する学部の長（以下「学部長」という。）は、懲戒の対象となる行為があったと認めるときは、教授会においてその事実関係を調査し、懲戒の要否等について審議し、懲戒処分を必要とする場合は調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行うものとする。

- 2 教授会は、必要に応じて学部内に調査委員会を設置することができる。
- 3 懲戒の対象となる行為に悪質性及び重大性が認められない場合は、懲戒とはせず、口頭又は文書による嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。
- 4 懲戒の対象となる行為が、異なる学部等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、学部長は、相互に連携して、事実関係の調査及び審査を行うものとする。

(事実関係の調査における弁明の機会)

第6条 学部長は、前条における事実関係の調査を行うに当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

- 2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができる。
- 3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(懲戒の決定)

第7条 学長は、学部長から懲戒の発議があったときは、運営会議の議を

経て、懲戒を決定する。

- 2 運営会議は、改めて事実関係の調査を行う必要があると認めたときは、前条の規定を準用して調査及び審議を行う。
- 3 運営会議は、懲戒の対象となる行為が異なる学部 zu 所属する複数の学生によって引き起こされ、複数の学部長から発議のあった場合において、必要があると認めるときは、懲戒処分の種類及び内容について調整を行うものとする。

(懲戒処分の通知)

第 8 条 懲戒処分は学長名により行い、学生に処分通知書（別記様式第 1 号）を交付しなければならない。ただし、第 3 条第 1 号によるけん責又は処分通知書の交付が不可能な場合は、口頭など他の適当な方法により告知する。

- 2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める公示の手続を行い、公示された日から 2 週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(再審査請求)

第 9 条 懲戒処分を受けた学生は、事実の誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、前項の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、その証拠となる事実を記載した書面により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の可否を運営会議に付議する。
- 3 学長は、運営会議が必要と認めたときは、教授会に再審査を行わせるものとする。

(懲戒処分の効力)

第 10 条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭などにより通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第 11 条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第 12 条 無期の停学の解除は、学部長からの申出により、学長が運営会議に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 13 条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部が行うものとする。なお、その場合における当該学生の登学並びに本学の施設及び設備の利用を認めるものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 14 条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始した学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

2 前項第 1 号の規定は、試験不正行為による場合には適用しない。

(停学期間中の授業料等)

第 15 条 停学の処分を受けた学生は、停学中の期間の属する学期の授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

(謹慎)

第 16 条 学部長は、懲戒処分が決定に至るまでの間、必要があると認めるときは、学生に謹慎を命ずることができる。

2 謹慎中は、学生の登校を禁止し、教育課程の履修、課外活動及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学部長が教育上必要があると認めたときは、この限りでない。

3 謹慎の期間は、停学の期間に算入しない。

(非公開の原則)

第 17 条 懲戒処分を行った学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び事由等は、当該学生以外には明らかにしない。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、本学が作成する成績証明書等については、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(逮捕又は拘留時の取扱い)

第 18 条 学長は、学生が逮捕又は拘留されて学生本人に接見できない場合等であっても、学生が罪状を認めている場合等においては、必要に応じて、慎重に検討した上で懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分及び退学)

第 19 条 学長は、懲戒処分の決定前に、学生から退学の申出があった場合には、原則としてこの申出を受理するものとする。

- 2 懲戒処分により停学となっている学生から停学期間中に退学の申出があった場合も、前項と同様とする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

第 21 条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

懲戒処分 of 標準例

種類	事件事故	処分量刑
犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又はけん責
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為（栽培、売買、不正所持又は使用）	退学又は停学（無期）
	賭博行為	停学又はけん責
	性的な迷惑行為（痴漢行為、のぞき見、盗撮行為等）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）、性暴力行為（強制わいせつ等）又はストーカー行為	退学、停学又はけん責
	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に在籍する幼児、児童若しくは生徒又は18歳未満の者に対して上記の行為をした場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学

	飲酒運転又は暴走運転により人身事故（高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。）を起こした場合	退学又は停学（無期）
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は人身事故を起こした場合	
	飲酒運転、暴走運転又は無免許運転	停学
研究活動上の不正	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又はけん責
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学、停学又はけん責
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火（結果が重大なものに限る。）	退学、停学又はけん責
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	
	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火（結果が重大なものに限る。）	停学又はけん責
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又はけん責
	20歳未満の者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報の漏えい、紛失等の不適切な取扱い	

	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学、停学又はけん責
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	

処 分 通 知 書

年度入学生

学部

学籍番号

氏 名

周南公立大学学則第41条の規定に基づき、 に処する。

処 分 理 由

年 月 日

周南公立大学長 ⑩